

日本膵・膵島移植研究会 膵臓移植登録データ使用に関して

- ① 日本膵・膵島移植研究会の登録データ使用にあたっては、日本移植学会データ管理規定を順守し、日本移植学会および本研究会に申請を行うこと。

「日本移植学会 HP」 → 「臓器移植について」 <http://www.asas.or.jp/jst/pro/use/>

- ② 論文作成および学会発表も上記申請を行うこと。
- ③ 以下の要件を満たすものを共著者とし、謝辞には実務者委員全員の名前を列記すること。

尚、本研究会における登録データを入手し、運用について責任を負う代表者は日本膵・膵島移植研究会会長とする。

【共著者の要件】

著者資格の基準として以下4項目のすべてを満たすこと

- 1) 研究の構想もしくはデザインについて、または研究データの入手、分析、もしくは解釈について実質的な貢献をする。
- 2) 原稿の起草または重要な知的内容に関わる批判的な推敲に関与する。
- 3) 出版原稿の最終承認をする。
- 4) 研究のいかなる部分についても、正確性あるいは公正性に関する疑問が適切に調査され、解決されるようにし、研究のすべての側面について説明責任があることに同意する。

- ④ 後ろ向き観察研究として IRB 承認を申請する場合、現行倫理指針では多施設共同研究ではなくとも、他の研究機関から研究に用いられる試料・情報の提供を受ける場合は、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。
各施設のデータ管理については日本膵・膵島移植研究会事務局で管理し、必要に応じ該当施設に配布する。なお変更があった場合は各施設速やかに事務局まで申請すること。
- ⑤ 登録データ使用に関し、オプトアウトが必要な場合は研究会HPに掲載すること。

2017年12月27日

日本膵・膵島移植研究会 会長
剣持 敬